

あん摩・マッサージ・指圧療養費の往療料に係る算定基準

〔一般住宅居住者の場合〕

【往療料の算定を可とする場合】

- ・寝たきりの状態である場合
- ・電車、バス等の公共交通機関を用いての医療機関等への通院や外出（以下、「通所」という）で、他者（同行している家族等）の介助なしでは通所が困難な場合
- ・タクシー、医療機関の送迎による通所で、他者（タクシーの運転手、医療機関職員等）の介助なしでは通所が困難な場合
- ・家族等の送迎による通所で、家族等の介助なしでは通所が困難な場合
- ・車いすの使用等、独歩による外出に困難が伴う状況で、例えば車いす等を他者が操作しなければ通所が困難である場合や、車等の乗降時に他者の補助がなければ転倒等のおそれがある場合

【往療料の算定を不可とする場合】

- ・他者の介助を必要とせず、独歩による通所が可能である場合
- ・自転車、バイク、自家用車を自ら運転して通所が可能である場合
- ・電車、バス等の公共交通機関を用いての通所で、他者（同行している家族等）の介助を必要とせず、単に通所手段としての利用である場合
- ・タクシー、医療機関の送迎による通所で、他者（タクシーの運転手、医療機関職員等）の介助を必要とせず、単に通所手段としての利用である場合
- ・家族等の送迎による通所で、家族等の介助を必要とせず、単に通所手段としての送迎である場合
- ・杖や歩行補助器の使用等、独歩による外出に困難が伴う状況ではあるものの、自ら何らかの交通手段を用いて、他者の介助を必要とせず通所が可能である場合

※通所時の「介助」

自家用車、公共交通機関、タクシー、医療機関の送迎車等の利用にあたって、他者が乗降時や精算時にそばにつき添って動作の手助けをすることを指す。

動作の手助けまでは必要とせず、単なる付き添い、見守りにとどまる場合であっても、本人の心身の状態、傷病等の事情で、事故等の不測の事態に備える必要があると認められるときには、「介助が必要」と見なして差し支えないと解する。